議案第59号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例(昭和41年条例第21号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提案理由

国家公務員及び埼玉県職員の給与改定に合わせ、一般職の職員の給料月額、期末手 当及び勤勉手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和41年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を加える。

第17条の5第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改める。

第17条の5第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、1 2月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、 同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する 場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1 日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。